平成２４年（フ）第２１号
山形県酒田市坂野辺新田乙３番地の２
債務者　佐藤　　孝
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２４年（フ）第２３号
山形県酒田市駅東１丁目13番地の14、前住所山形県酒田市ゆたか１丁目11番地の20
債務者　時田　泰子
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２４年（フ）第１９６号
埼玉県草加市瀬崎３丁目６番１―102号
債務者　茅根　　隆
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２００号
埼玉県春日部市銚子口1220番地４
債務者　新山　富子
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１３０号
静岡県三島市安久282番地の５　ウータンルマ303
債務者　荒井　浩司
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１３５号
静岡県三島市松本96番地の１、前住所静岡県駿東郡清水町八幡221番地の１　フォンテーヌミヤビ105
債務者　庄司　茂聡
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第４２７号
北海道江別市大麻東町８番地の８
債務者　杉村　　央
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４２８号
北海道江別市大麻東町８番地の８
債務者　杉村　佳子（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５９３号
北海道恵庭市和光町１丁目２番30号
債務者　赤木　直樹
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６１０号
札幌市北区新琴似７条２丁目２番37号　サンステート201号
債務者　長根　陽子
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６４１号
札幌市東区北35条東22丁目１番16号
債務者　佐藤　松子
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６９６号
札幌市北区篠路４条７丁目５番24―307号
債務者　松倉　紀子
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７０８号
札幌市中央区宮の森１条６丁目４番31号
債務者　宮村みさを
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７４４号
札幌市南区北ノ沢６丁目７番６号
債務者　益岡　仁美（旧姓村本）
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８６号
群馬県高崎市中居町２丁目４番地５　第２桜ハイツ303
債務者　金井　　章
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第２７４号
埼玉県入間市大字野田2215番地２
債務者　山崎　るみ
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１６０号
静岡県浜松市浜北区根堅1730番地の５　市営根堅団地１―11号
債務者　匂坂　輝雄
1　決定年月日時　平成24年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第８４号
愛知県一宮市時之島字上垂15番地
債務者　杉山　恵子
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
名古屋地方裁判所一宮支部